# 予 算 要 求 資 料

令和2年度9月補正予算

支出科目 款:農林水産業費 項:林業費 目:県産材流通対策費

# 事業名 新林業・木材産業構造改革事業費補助金(災害復旧)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 加工流通係 電話番号:058-272-1111 (内 3013)

E-mail: c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 710 千円 (現計予算額: 一千円)

#### <財源内訳>

			財	Ú	原	内	訳		
区分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財産	寄附	その	県債	一般
		支出金	負担金	手数料	収入	金	他		財 源
現計予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補正要求額	710	710	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

#### 2 要求内容

#### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

令和2年7月豪雨により浸水等の被害を受けた木材加工流通施設、特用林 産物生産施設等の復旧・整備を支援する。

#### (2) 事業内容

- 1) 木材加工流通施設等の整備
  - •補助率:1/2
  - · 事業実施主体: 市町村、森林組合、民間事業体等
  - ・事業内容:被災した木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設 の撤去に要する経費を助成
- 2) 特用林産物生産施設等の整備
  - •補助率:1/2
  - 事業実施主体: 市町村、森林組合、民間事業体等
  - ・事業内容:被災した特用林産物生産施設等の復旧・整備や損壊した施 設の撤去に要する経費を助成

# (3) 県負担・補助率の考え方

県負担無し

#### (4)類似事業の有無

無し

# 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
林業・木材産業構造改革事業費補助金(災		
害復旧)		
補助金	650	木材加工流通施設等の整備支援
補助金	60	特用林産物生産施設等の整備支援
合計	710	

# 決定額の考え方

#### 4 参考事項

# (1)各種計画での位置づけ

第3期岐阜県森林づくり基本計画 (H29~R3)

# (2)国・他県の状況

林業・木材産業成長産業化促進対策は国の補助事業であり、被害が発生した都道府県において実施されている。

# (3)後年度の財政負担

災害による被害発生時に実施が必要

# 事業評価調書

■ 新規要求事業□ 継続要求事業

# 1 事業の目標と成果

# (事業目標)

被災施設等の再整備により木材、特用林産物の安定的な供給体制を回復させ、ひいては、川上側での木材(丸太)生産量を令和3年度までに60万m3、特用林産物(キノコ)の生産量を4,508 t とする。

# (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率	
木材 (丸太) 生産量	325 千 m3	438 千 m3	573 千 m3	600 千 m3	95.5%	
	(H22)	(H27)	(R1)	(R3)		
製材工場等への木材	130 千 m3	257 千 m3	337 千 m3	300 千 m3	112.3%	
直送量	(H22)	(H27)	(R1)	(R3)		
製品出荷量に占める	31.3%	43.9%	49.0%	55%	90 10/	
人工乾燥材の割合	(H22)	(H27)	(R1)	(R3)	89.1%	
ぎふ性能表示材製品	1 千 m3	8.2 千 m3	9.2 千 m3	50 千 m3	18.4%	
出荷量	(H22)	(H27)	(R1)	(R3)	18.470	
キノコ生産量(t)	4,210	3, 531	4, 408	4,508	97.8%	
	(H24)	(H29)	(R1)	(R3)	91.8%	

# (前年度の取組)

#### 2 事業の評価と課題

#### (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○:必要性が高い、△:必要性が低い

(評価)

被災施設の再整備により県産材、特用林産物の安定的な供給体制の回復を図るとともに、地域経済を回復させるために必要な事業である。

0

・事業の有効性(指標の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○:概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(	評	価	)
---	---	---	---

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

○:効率化は図られている、△:向上の余地がある

(評価)

#### (今後の課題)

第3期森林づくり基本計画の目標達成に向け、県産材利用量、特用林産物生産量をさらに増加させる必要がある。このため、災害による被害が発生した場合は、被災施設の再整備による木材の安定供給体制を回復させる必要がある。

#### (次年度の方向性)

被災施設の再整備により県産材、特用林産物の安定的な供給体制の回復を 図ることで、地域経済を回復させるために不可欠な事業であり、災害による 被害が発生した場合には実施する。